【納付年分】　　第　　年分
【特許料の表示】
　【予納台帳番号】
　【納付金額】
〔備考〕
1　複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記録する。
2　特許法第112条の２第１項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」（備考３に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の２第１項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記録する。
3　特許法施行規則第69条第２項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあっては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあっては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第９条第○号○に掲げる要件に該当する者である。（○○○○　持分○／○）」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。（○○○○　持分○／○）」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合　○／○」のように合算して得た額と特許法第107条第１項に規定する特許料の金額の割合を記録する。
4　特許法施行規則第69条第４項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。
5　その他は、様式第９の備考１、２、５、６、８、11及び26、様式第13の備考２並びに様式第19の備考２から４まで、７及び８と同様とする。この場合において、様式第19の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考４中「特許法第107条第５項ただし書」とあるのは「特許法第107条第５項ただし書及び第112条第３項ただし書」と、備考７中「備考６」とあるのは「備考３」と、備考８中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と読み替えるものとする。

様式第21（第11条関係）

【書類名】　実用新案登録料納付書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【実用新案登録番号】
【請求項の数】
【実用新案権者】
　【氏名又は名称】
【納付者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【納付年分】　　第　　年分
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】
　【納付金額】
〔備考〕
1　実用新案法第33条の２第１項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考２に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の２第１項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。
2　実用新案法施行規則第21条第２項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。
3　実用新案法施行規則第21条第３項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【登録料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。
4　その他は、様式第９の備考１、２、５、６、８、11及び26、様式第13の備考２、様式第19の備考２から４まで並びに様式第20の備考１と同様とする。この場合において様式第19の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考４中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第23（第11条関係）

【書類名】　意匠登録料納付書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【意匠登録番号】
【意匠権者】
　【氏名又は名称】
【納付者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【納付年分】　　第　　年分
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】
　【納付金額】
〔備考〕
1　意匠法第44条の２第１項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考２に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第44条の２第１項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。
2　意匠法施行規則第18条第２項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。